

人権研修（進化する人権）

パワハラと社会人に
求められる人権意識



南島原くらしの総合相談所
所長 木村優仁

●自己紹介●

- 長崎行政相談委員協議会 会長
- 南島原市個人情報保護審議会 委員長
- NPO法人顧問 ●福祉法人(役員)
- ◆島原人権擁護委員協議会 会長
- ◆長崎県人権擁護委員連合会 副会長
- 国際パブリックオンブズマン
- 所属学会(国内)日本オンブズマン学会
(JOS) Japanese Association For Ombudsman Studies

●国際機関

- 研究登録(国外)国際オンブズマン協会(本部 オーストリアウィーン)
(IOI) International Ombudsman Institute
- 研究登録(国外)アジアオンブズマン協会(本部 パキスタンイスラマバード)
(AOA) Asian Ombudsman Association (Islamabad Pakistan)
- 令和元年度 春の褒章(藍綬褒章)受章



1. 「あなたの身近に相談できる方がいますか」

① 定例相談会

南島原くらしの総合相談所

◆毎月第2・第4木曜

◆午後5時30分

◆ありえコレジヨホール



② インターネットの発信

<http://www.minamishimabara.com>

③ 広報(主として無料のものを活用)

・市広報紙・市ネット・ケーブルテレビ・新聞・チラシ・防災無線・FMラジオ・年賀状・Facebook・ブログ・インスタ・ツイッター・メール・FAX・自治会回覧

2. ●TOP画面

- くらしの全般と人権相談受付
- 情報提供
- 関係機関リンク
- 人権HPリンク

- YouTube出前教室
- 検索語「木村優仁」「あなたの意見が生かされます」

全国どこからもお気軽にご相談いただけます。相談は無料で秘密は厳守します
何処に相談先してよいのかわからないときの相談窓口です。

行政相談 In 南島原市 **南島原くらしの総合相談所**

福祉相談 | 法律相談 | 労働相談 | 総務省 | センター情報 | ご意見・要望等

あなたは **03872890** 人目のご訪問者

▼ 最新情報 & トピックス ▼
「困ったときの行政相談」
ようこそ、無料くらしの困りごと相談所です。

New ご意見・ご要望
● 無料なんでも相談会
● くらしの小冊子
New! 出前教室(講座)のPR
クーリング・オフ
New! 南島原市地域包括支援センター
New! 行政相談for KIDS(キッズ:子どもページ)
New! 法律関連相談窓口

New 受給経歴
New 各種の広報
New 人権相談
New 福祉会資料
New 勧業・書籍・投稿

あなたの意見が活かされます!

行政苦情110番
長崎行政監視行政相談センター
九州行政評価局
総務省
厚生労働省
南島原市
島原市
雲仙市
長崎県庁
日本オングスマ学会
■全国行政相談委員連合協議会
YAHOO! JAPAN

ブログ | 画像 | 辞書 | オープン

■ 南島原市社会福祉協議会	■ 長崎県弁護士会
■ 南島原市地域包括支援センター	■ 長崎県司法書士会
■ 困ったときの行政相談	■ 困ったときの行政相談

Watch on YouTube
sh-embedded videos are no longer supported
WATCH ON YOUTUBE

3. 人権関係の法律

(1) 日本国憲法

第11条 国民は、すべての**基本的人権の享有**

第13条 すべて国民は、**個人として尊重**

第97条 人類の長い歴史の中で、**命をかけ獲得**

(2) 刑法

①**傷害罪(204)**②**暴行罪(208)**③**脅迫罪(222)**

④**強要罪(223)**⑤**名誉毀損罪(230)**⑥**侮辱罪(231)**

(3) 民法

①**第415条「債務不履行による損害賠償」**②**第709条「不法行為による損害賠償」**③**第710条「財産以外の損害の賠償」**④**第715条「使用者等の責任」**⑤**第719条「共同不法行為者の責任」**

4. 何罪？

1. 「あいつは、うざい」

● 侮辱罪

「事実を摘示しないで、公然と人を侮辱」

2. 「馬鹿野郎」

● 侮辱罪

3. 「あいつは、万引きしている」

● 名誉毀損罪

「事実の摘示によって公然と人の社会的評価を低下させる行為」

● 公共の利害に関する場合の特例

過去に業務のスキャンダルを暴く
名誉毀損罪に当たらない。

5. あなたの職場、大丈夫？

(1) 叱責とパワーハラスメント

(2) 加害者 → 被害者

理解者 → 傍観者

● つげくち (わい曲・誇張)

● あおる行為 ● 傍観者

(3) 異動 (配意転換)

(4) 病気・休職・退職 (転職)

(5) 労災申請・裁判

◆ I like you. you're different .

I like you. Because it is different from other people.



◇ ビデオを見て下さい ◇

6. パワハラの定義(六類型)

あなたの周りにありませんか？こんなパワハラ。

①身体的な攻撃



叩く、殴る、蹴るなどの暴行を受ける。
丸めたポスターで頭を叩く。

②精神的な攻撃



同僚の目の前で叱責される。他の職員を宛先を含めてメールで罵倒される。必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱る。

③人間関係からの切り離し



1人だけ別室に席をうつされる。強制的に自宅待機を命じられる。送別会に出席させない。

④過大な要求



新人で仕事のやり方もわからないのに、他の人の仕事まで押しつけられて、同僚

⑤過小な要求



運転手なのに営業所の草むしりだけを命じられる。事務職なのに倉庫業務だけを

⑥個の侵害



交際相手について執拗に問われる。妻に対する悪口を言われる。

7. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正

(1) 女性活躍推進法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、育児介護休業法の改正

(2) 女性活躍・ハラスメント規制法

(大企業: 2020. 6 / 中小企業 2022. 4)

● パワハラ の 定義

① 優越的な関係を背景に ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により ③ 就業環境を害する

● パワハラに当たらない規定

① 遅刻など社会を的ルールを欠いた言動を再三注意して改善されない人を強く注意する。(服装の乱れ・マナーを欠いた言動)

② 新規採用者を短期間集中的に別室(個室)で研修実施

8. 同和問題(部落差別)

●H28年部落差別の解消の推進に関する法律

- ①就職等における調査・質問
- ②結婚の身元調査等
- ③ヘイトスピーチ(ビラ・落書き・SNS)
- ④えせ同和行為



9. DV(ドメスティック・バイオレンス)

①配偶者からの暴力 ②恋人(デートDV)

- 相談: 人権擁護機関・配偶者暴力支援センター
- 話し合い: 第三者→裁判所→接近禁止命令・離婚
- 暴力→証拠・診断書・警察(被害届)
- 保護(シェルター)

10. 立場によっての理解

- ①人、それぞれ感じ方が違う。
 - ◇言う方の気持ち ◇言われる方の気持ち
 - 何気なく言う「がんばってください」の言葉
 - 「子どもはまだですか」の言葉
- ②パターンリズム(先入観・固定概念・思い込み)
- ③ハンセン病療養所
- ④インフォームド・コンセント
「説明・理解」それを条件にした「合意」
- ⑤街角の男女の風景
- ⑥感情を抜いて考える
- ⑦性別役割分担意識



11. 抑止力をくらしの中に

(1) 日常会話

●開かれた、閉じられた質問・会話

(2) もうひとりの自分をつくる。

(3) 自分の弱いところを知る。(得意)

(4) 性別役割分担意識

●家庭では両親 → 職場(掃除・お茶)

(5) 矛盾対立の人生(一面で判断しない)

(6) 人生心強い(3人持てば)

●医療 ●法律専門家 ●身近に相談できる人

(7) 人の縁を繋ぎ人脈をつくり友の輪を広げる

●もうひとつ夢中になるもの(仕事以外)

(8) 出来ないことは、できる人に頼る勇気



12-1. 抑止力を職場の中に

(1) 配属されたら人間観察(ウォッチング)

- 職場でウォッチング(上司同僚の特徴)
- いろんな角度より(多面)
- 怒っている人に遭遇したら

(2) 信頼できる人(友人・同僚・先輩・上司)

(3) フォローする。(相互の助け合い)

(4) 複数にて対応: 正副(報告・連絡・相談)

ひとりでは完結しない。(仕事・文書)

(5) 事業主の方針の明確化と周知・啓発

- 方針と広報体制 ● 社内制度・規程の整備
- 相談体制と外部機関との連携
- 研修会の実施



12-2 抑止力を職場の中に

(6) 多くの人の目を借りて社会を見る。

- 今日、何人との出会いが
- 繋がっている人(避難先(人)・拠り所(人))

(7) ハラスメントを受けていると感じ出したら

(8) 職場は、上下関係ではなく、役割分担

(9) 手紙の活用

- 思いを落ち度なく伝える。
- 書きながら相手を思う(謝るときに重宝)

- 会議 ● ボイスレコーダー ● カメラ
- 360度評価 ● 逆メンター



13. アパート・マンションを借りる

- (1) 賃貸住宅契約書
 - (2) チェックリストで相互確認 (写真)
 - (3) 退去時の原状復帰 (支払義務なし)
家主の負担 (畳の表替・壁紙・ワックスがけ)
 - (4) 支払義務あり (善管注意義務違反)
 - (5) トラブルの解決 (国土交通省)
原状回復をめぐるトラブルとガイドライン
(チェックリスト表)
188 (イヤヤ) 消費者ホットライン
- アパートの周りを歩いてみる。



14. ネットトラブル

(1) ネット・通信販売(店舗がないものは注意)

(2) 口コミ・カスタマーレビュー・お客様の声

(3) クーリングオフ(8日・20日)

(4) ネットショッピング ⇒ 返品手続き

① おためし(小さな文字)

② 頭金・ボーナス支払

(5) 各種詐欺・商法

① 制度改正 ② 点検(台風・地震)

③ 訪問買取 ④ 架空請求(有料動画)

(6) 写真のアップの注意点

● #と井・#Me too・# With you・#Ku too



15. セクシャルハラスメント

(1) 定義

●対価型(身体接触型)

●環境型(発言型・視覚型) ●妄想型

(2) 叱責 → パワハラ → 孤立させ → セクハラ

(3) はっきりと拒絶の意思を相手に示す

(4) 問題を整理して記録する。(サンロク)

(5) 相談する。

(6) 病院の診断書(精神疾患)

(7) 配置転換(異動)

(8) 転職

●被害者へしていけない発言



16. こんなハラスメントは？

●カジハラ

家事

●ジタハラ

時短・早く帰れ

●フォトハラ

許可なく写真・SNS

●ネンハラ

年収いくら

●シルハラ

●クツハラ

●ヌーハラ

ヌードル・音を立てる

●カスハラ

カスタマー悪質クレーム

●バレハラ

バレンタイン義理チョコ

●コクハラ

突然の告白

●ネットハラ

●メガハラ

●トリハラ

とりあえずビール

●ハラハラ

何でもハラスメント

17. 各種相談先

(1) 相談先(内部)

- 直属の上司 ● 別の部署の上司 ● 人事部(課)
- 社内コンプライアンス部署 ● 労働組合
- 職場の監督者・服務監督者・任免権者

(2) 相談先(外部)

- 法務局 ● お住まい地区の人権擁護委員
- 都道府県の労働局(総合労働相談コーナー)
- 労働基準監督署 ● 市区町村の人権相談窓口
- 法テラス(日本司法支援センター)
- 弁護士(弁護士会)
- 警察署



18●人権機関への相談方法

- ◆女性の人権ホットライン(0570-070-810)
- ◆子どもの人権110番(0120-007-110)
- ◆外国語人権相談ダイヤル(0570-090-911)
- ◆みんなの人権110番 0570-003-110
- ◆ネット相談



24時間365日相談を受け付けています。

- ◆全国市区町村にいる**法務省 人権擁護委員**
- 長崎地方法務局 島原支局

TEL:0957-62-2513

平日:午前8時30分から午後5時15分まで



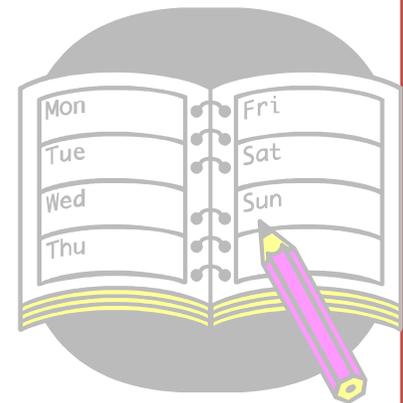
19-1 普段からの心構え

- ①メモ・記録する。
- ②ポケットに、ボイス(IC)レコーダー
- ③自家用車に、ドライブレコーダー
- ④自宅に、防犯カメラ(月に一度は家の周りを観察)
- ⑤自宅の電話は、番号表示、録音機能付
- ⑥SNS (facebook・Mail・LINE・Twitter・Blog・インスタ等)
- ⑦外出時はメモを置くか家族共有黒板などに訪問先名等を記入(コミュニケーション・メッセージボード)
- ⑧・医療の専門家・法律の専門家・身近に相談できる人の3人もつ(人生心強い)



19-2 普段からの心構え

- ⑨ 人間観察(ウォッチング)
- ⑩ 感情を抜いて考える。
 - 感情で言えば感情で、理屈で言えば理屈で
- ⑪ ひとりで何でもしない。
 - 組織や機関やできる人に頼る勇気。
 - 自分の中に自分をつくる。(セカンド)
- ⑫ 社会に出ることは
 - できること、出来ないことを知る旅
 - 家族と時折連絡をとる。
 - 運が良くて幸せな人と付き合う。
- ⑬ 便利ノート作成(ベンリングノート)



■また会える日を



- 人生で困った時には、
本日の研修を思い起し、
お近くの委員（行政相談委員
又は人権擁護委員）にご相談ください。
- 本日の研修にご協力いただきまして誠にあり
がとうございました。また何処かでお会いできる
日を楽しみにしております。お元気で！

南島原くらしの総合相談所長 木村優仁

<http://www.minamishimabara.com>

arie@minamishimabara.com

相談専用 090-1362-0138